

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第21号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。
第4条第1項を次のように改める。

科学センターに条例第9条に規定する所長のほか、事務局長、市民科学事業課長、指導課長、管理係長、事業係長、学習事業係長及び主事を置く。

第4条第2項中「特に必要があるときは、」を削り、「主任指導主事」の右に「、副主任指導主事」を加え、「、主任主事その他必要な嘱託」を「又は主任主事」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特に必要があるときは、前2項のほか、職員又は嘱託を置くことがある。

第5条第6項中「主任指導主事」の右に「、副主任指導主事」を加え、同条第7項中「その他の職員」を「前条第3項に規定する職員又は嘱託」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)